

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件） 新旧対照条文案

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならぬ事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>十四 指定療育機関</p> <p>十五 指定小児慢性特定疾病医療機関</p> <p>十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく指定医療機関</p> <p>十七～二十三 (略)</p> <p>二十四 臨床研究中核病院</p> <p>二十五～三十 (略)</p> <p>三十一 特定行為研修指定研修機関</p> <p>三十二 臨床修練病院等</p> <p>三十三 臨床教授等病院</p> <p>三十四～三十八 (略)</p> | <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならぬ事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。</p> <p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十四～二十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十一～二十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十七 臨床修練指定病院</p> <p>(新設)</p> <p>二十八～三十二 (略)</p> |

三十九 在宅療養支援歯科診療所

四十 在宅療養支援病院

四十一 在宅療養後方支援病院

四十二 (略)

(削る)

(削る)

四十三～四十六 (略)

四十七 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セン

ター

(新設)

(新設)

(新設)

三十三 (略)

三十四 指定療育機関

三十五 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関

三十六～三十九 (略)

(新設)